

福島原発事故の被害はなかったことにする「安全宣伝」、「復興宣伝」を許さない！ 「放射線のホント」の撤回を求める全国署名にご協力を

7月5日、脱原発福島県民会議をはじめ9団体は国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告国内法取入れ反対と福島原発事故関連要求の対政府交渉を行い、その中で「放射線のホント」の内容を批判し、撤回を求めました。参加者から「不当な被ばくと記載せよ」、「事実を伝えていない」、「福島県民、国民を愚弄するものだ」、と怒りの声が



相次ぎました。しかし、復興庁は撤回を拒否し、放射線防護の立場には立ちませんとも言いました。

「放射線のホント」の撤回を求める署名を全国津々浦々に広げ、それを背景に復興庁に撤回を迫りましょう。



復興庁の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づくパンフレット

「放射線のホント」は、復興庁が「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき2018年3月に作成したものです。「原子力災害に起因する科学的根拠に基づかない風評やいわれのない偏見・差別が今なお残っている主な要因は、放射線に関する正しい知識や福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果、福島での復興の現状等の周知不足と考えられます。」との認識に立っています。

「放射線のホント」は、問題のすり替え、ウソ、被害実態の隠ぺい、に満ちています。

復興庁「放射線のホント」	それは違います！
放射線は自然や医療など身の回りにあり、ゼロにできません。	国の原発推進政策がもたらした東電福島第一原発事故によって強いられた「不当な被ばく」が問題なのです。不当な被ばくに対する国の謝罪と生涯健康保障など政府が行うべき基本的な点は一切書かれていません。原発再稼働は再び重大事故による不当な被ばくを招く危険性があります。
放射線被ばくの健康影響は「量の問題」。 100ミリシーベルト以下では「検出困難」。	100ミリシーベルト以下でも健康影響が出ます。法令でも公衆の被ばく限度は年間1ミリシーベルトと定められています。政府交渉で、「放射線防護は厚労省の立場で、復興庁はその立場に立たない」と明言しました。「復興」のためには100ミリシーベルト以下の被ばくの被害を無視する、これが政府の本音です。
ふるさとに帰った人たちにも日常の暮らしが戻りつつあります。	福島県では未だに5万人近い住民が避難生活を余儀なくされています。やむなく移住した人も多数います。長期被ばくの不安の中で帰還した住民の多くは高齢者で、家族離散の状況にあり、事故前と同じ生業は営めず、医療・介護設備も整わないなど、日常の暮らしが戻りつつある」とはほど遠い生活を強いられています。

この署名は25団体の呼びかけで進めています（8月31日現在、署名用紙に記載）。

賛同団体になり周辺で署名を集めてください。連絡先：hibakuhantai@yahoo.co.jp 又は 下記連絡先

連絡・集約先	原子力資料情報室 東京都新宿区住吉町8-5曙橋コーポ2階B ヒバク反対キャンペーン 兵庫県川西市向陽台1-2-15 建部暹	Tel : 03-3357-3800 Tel&Fax : 072-792-4628
カンパのお願い 郵便振替：00950-4-4840 加入者：ヒバク反対キャンペーン		